

令和5年度埼玉版FEMAシナリオ作成等業務委託 仕様書

1 委託業務の目的

本業務は、埼玉版FEMAにおける危機や災害ごとに対処すべきシナリオを作成し、そのシナリオに沿った図上訓練（検討会方式）を関係機関と共に繰り返し実施し、専門的な知識を有する様々な官民の機関を連結し、県の災害対応力を高めることを目的とする。

2 契約主体

埼玉県知事

3 契約期間

契約締結日から令和6年3月15日まで

4 業務内容

本業務は、シナリオの作成、シナリオに基づく図上訓練の実施及びそれらに関連する調査を行うものであり、これを防災・危機管理に関する専門的知見や経験を有する者に委託することで、効率的かつ効果的に実施するものである。

(1) 災害及び国民保護事案（武力攻撃事態等）ごとに対処すべきシナリオの作成

いままでに作成したシナリオを参考に、災害及び国民保護事案（武力攻撃事態等）ごとに対処すべきシナリオを作成する。具体的には以下のとおり。

【シナリオの種類】

- ・役割分担表
- ・タイムライン
- ・訓練シナリオ

ア、取り扱う危機や災害と対処事項

令和5年度に取り扱う危機・災害及び対処事項は、委託者と協議して決定する。

なお、以下の危機・災害及び対処事項については、取り扱う予定である。

- ・火山噴火による降灰被害等
- ・国民保護事案（ミサイル攻撃等）
- ・風水害による浸水被害等
- ・地震による建物損壊等
- ・大雪による降雪被害等

イ、調査、情報収集等の実施

必要に応じ、関係機関（国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者等の関係者をいう。以下、同。）への照会やヒアリング、事例調査、文献調査、専門家への意見聴取等を行い、シナリオ作成に必要な情報を収集すること。

ウ、シナリオの作成

収集した情報を基に、シナリオを作成すること。なお、シナリオは図上訓練で使用することに留意して作成すること。

(2) 図上訓練（検討会方式）の実施

作成したシナリオに基づき、委託者へ協議の上、関係機関が参加する図上訓練（検討会方式）（以下「訓練」という。）を調整、実施すること。

訓練の実施回数は6回程度、1回の参加人数は50人（対面30人、Web20人）程度を想定している。なお、実施回数の考え方については以下の点に留意すること。

- ・ 1つのシナリオについて、1回の訓練で全ての検討部分・参加機関を取り扱い、これを1回と考えることを原則とする。
- ・ 1つのシナリオについて、検討部分や参加機関を分けるなど、複数回に分けて実施した場合は、まとめて1回と考える。

ただし、参加機関の習熟度等を勘案し、複数回に分けて実施することが効果的である場合などはこの限りでない。

- ・ 1つのシナリオについて、被害・対処事項は同じだが、対象地域を変えるなどにより、参加機関を変えて実施した場合は、それぞれで1回と考える。

ア、訓練の準備

訓練実施に先立ち、資料や物品等の準備を行うこと。

- ・ シナリオや参考資料、投影資料など、訓練で使用する資料の作成、準備
- ・ 出席者名簿、当日スケジュール、会場レイアウト図、アンケート等、訓練に付随する資料の作成、準備
- ・ ウェブカメラや文房具等、訓練で使用する物品の準備

イ、参加者の調整

訓練への参加者に対し、実施連絡や出席者の照会等を、委託者と分担して行うこと。

ウ、当日の運営

訓練前は会場設営や受付を行うこと。また、訓練中は進行役（ファシリテーター）を主として担うこと。また、訓練風景の撮影や出席者へのフォローなど、進行補助を行うこと。

また、Webによる訓練参加又は訓練の視聴ができるようにすること。

エ、訓練後の事務

訓練実施後、訓練の概要や出席者、アンケート結果等を取りまとめ、訓練結果報告書を作成すること。また、訓練で出た意見等をシナリオへ反映し、訓練結果報告書とともに参加者へフィードバックすること。

(3) 専門家への意見聴取機会の提供

専門家への意見聴取の機会を提供すること。意見聴取する専門家や内容は委託者と協議し決定する。なお、意見聴取に当たり謝金等を要する場合には、受託者が負担すること。

(4) 打合せの実施、会議等への出席

委託者と受託者で適宜、打合せを行うこと。打合せは対面とWebのどちらでも構わない。また、打合せの資料及び会議録を作成すること。なお、作成に係る費用

は受託者が負担すること。

(5) 委託事業報告書の作成

委託者の指示に従って事業の実施結果報告書を作成すること。

5 成果品

本業務完了時に、受託者は成果品として以下のものを提出すること。

	成果物	提出形式
1	災害被害・対処事項ごとのシナリオ	電子データ 紙1部
2	委託事業報告書	電子データ 紙1部
3	図上訓練結果（記録写真データ）	電子データ

6 その他注意事項

(1) 提案内容の修正

企画提案した内容については、業務を進める中で、委託者と受託者で協議を行った上で、修正や変更を行う場合がある。

(2) 記録写真の権利の帰属

記録用に適宜写真を撮影し、委託者に電子データで納品すること。また、撮影した写真の権利は委託者に帰属するものとする。

7 委託業務実施に当たっての留意点

(1) 著作権の取扱い

受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条記載の各権利を含む）を委託者に譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。

(2) 第三者が権利を有する著作物

納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受託者の責任において処理するものとする。

(3) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。